

医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査（案）

○ 医療的ケア児が親の付き添いなしに、学校で医療的ケアを受けられる環境を整える

＜把握している状況＞

- ✓ 日常的に医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、酸素療法、人工呼吸器使用など）が必要な児童（医療的ケア児）は、医療技術の進歩を背景に増加傾向で、現在約1.9万人。学校等に看護師など医療的ケアを行う者がいないと、保護者は付添いのため離職を余儀なくされるケースも
- ✓ 医療的ケア児支援法（R3.9.18施行）は、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアが受けられるようにすることを学校に求めているが、施行後も、児童の把握や就学先の調整が遅れて看護師の配置が間に合わないなど、保護者が付き添わざるを得ない例などがみられる。

考えられる要因

- **看護師等を確保できないため、地元の学校に通えないのではないか**
 - ✓ 母子保健・福祉部局と市区町村教育委員会との連携がなく、医療的ケア児の情報が届いていないのではないか。
 - ✓ 就学時健康診断で医療的ケア児を把握するため、看護師等の確保が間に合わないのではないか。
 - ✓ 看護師など医療的ケアを行う者を効果的に配置する、活用するなどの対応がなされていないのではないか。
- **教育委員会や学校が看護師に行わせる医療的ケアの範囲を制限しているため、保護者が学校に付き添わざるを得ないのではないか**
 - ✓ 学校が主治医や知見のある医師と相談できる仕組みがないため、不測の事態を懸念し、看護師の行為を制限しているのではないか。
- **災害時の避難対策が講じられていないのではないか**
 - ✓ 在校中の大規模災害発生時の安全確保に注意が届いていないのではないか。

把握すべき事項

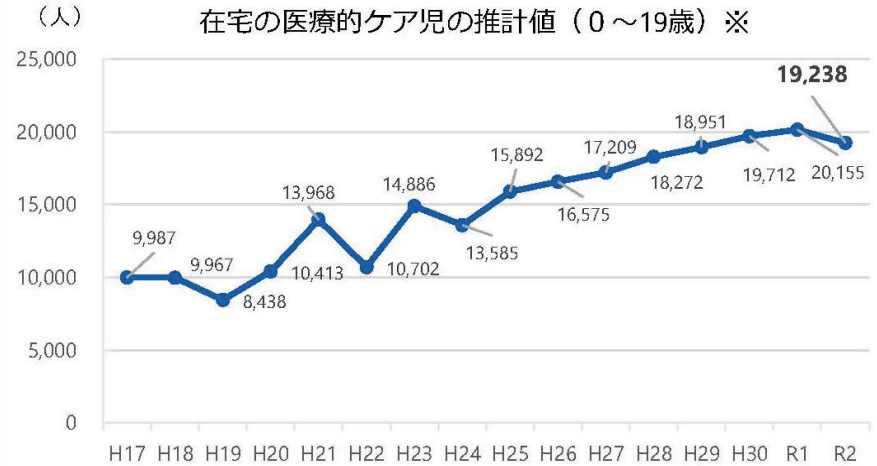
- **医療的ケア児の把握、関係部局の連携、看護師等の確保の状況**
 - ✓ 市町村の関係部局における対象児童の把握、連携状況（把握の仕組み、範囲、連携内容）
 - ✓ 看護師その他医療的ケアを行える人材の確保の実情
 - ✓ 地域における医療的ケア児の在籍と看護師等の配置状況 など
- **小学校における医療的ケアの実施状況**
 - ✓ 在籍児童に対する医療的ケアの実施状況・実施範囲
 - ✓ 保護者の付き添いの状況（開始時期、期間、理由）
 - ✓ 医療的ケアガイドライン、マニュアルなどの整備状況
- **緊急時への備えの状況**
 - ✓ 医療的ケア児の避難計画などの整備状況
 - ✓ 防災部局その他との連携状況

1. 医療的ケア児について

- 「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」（医療的ケア児支援法第2条第2項）。18歳以上であっても、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者を含む。

また、医療的ケアとは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」（同法第2条第1項）とされ、その他の医療行為としては、気管切開の管理、ネブライザー¹の管理、経管栄養²、導尿³など。⁴

- 医療技術の進歩に伴い人数は増加傾向にあり、令和2年時点で1万9,238人（推計）。10年前（平成22年時点で1万702人）と比較して約1.8倍に増加。



（注）厚生労働省 HP（<https://www.mhlw.go.jp/content/000846525.pdf>）による。

- 学校に在籍する医療的ケア児をみると、令和3年5月1日時点で、幼稚園・小・中・高等学校に在籍する児童・生徒1,783人。特別支援学校に在籍する児童・生徒8,485人。各学校に在籍する全児童・生徒からみると、前者は1万人に1人、後者は100人に6人が医療的ケア児という状況。

¹ 水や薬液を霧状に変え、気道内の加湿や薬液投与のため用いる吸入器具

² 鼻やおなかからチューブを通して、胃や腸に流動食を入れる。

³ 尿道を通して、カテーテル（医療用の柔らかい管）を膀胱に挿入し、尿を排泄させる。

⁴ 厚生労働大臣が定める医療行為（令和3年厚生労働省告示第89号）参照

幼稚園、小・中・高等学校（国公立）に在籍する医療的ケア児の数

種類	通常の学級	特別支援学級	訪問教育	計	看護師配置数	(参考) 全児童・生徒数
幼稚園	254人	—	0人	254人	109人	1,805,890人
小学校	506人	769人	0人	1,275人	1,347人	6,262,256人
中学校	63人	138人	0人	201人	272人	3,266,896人
高等学校	53人	—	0人	53人	158人	3,023,436人
計	876人	907人	0人	1,783人	1,886人	14,358,478人

特別支援学校（国公立）に在籍する医療的ケア児の数

学部	通学	訪問教育	計	看護師配置数	(参考) 全児童・生徒数
幼稚部	40人	1人	41人	—	1,301人
小学部	3,296人	999人	4,295人	—	47,815人
中学部	1,562人	482人	2,044人	—	31,810人
高等部	1,584人	521人	2,105人	—	65,359人
計	6,482人	2,003人	8,485人	2,754人	146,285人

(注) いずれも、「令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査」(文部科学省)、「文部科学統計要覧 令和4年版」(文部科学省)を基に作成。

2. 医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）について

- 基本理念、国・地方公共団体、保育所の設置者・学校の設置者の責務のほか、各主体が講ずるべき措置（支援策）として、
 - ・ 看護師又は喀痰吸引等を行える保育士の配置（保育所）、
 - ・ 保護者の付添いがなくても適切な支援が受けられるよう、看護師の配置など（学校）、
 - ・ 医療的ケア児支援センターの設置・運用などを規定。
- 令和3年9月18日施行。施行3年後の見直し

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
 - 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置	国・地方公共団体による措置	保育所の設置者、学校の設置者等による措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発 ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所における医療的ケアその他の支援 <ul style="list-style-type: none"> →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置 ○学校における医療的ケアその他の支援 <ul style="list-style-type: none"> →看護師等の配置
	医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等 	

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

3. 医療的ケア児支援センターの設置状況

- 令和4年9月15日時点で、
 - ・設置済み（緑）：36 都道府県
 - ・令和4年度内設置予定（青）：3 県
 - ・準備・検討中（橙）：8 府県



4. 就学に関する事例

- 看護師の配置には予算が必要なため、
入学前年の7月頃までには医療的ケア児を把握する必要がある。入学1年前から就学相談を受け付けているが、相談に来ない者は把握できない。令和4年度入学のケースでは、3年10月に相談があり、その際に初めて医療的ケアが必要だということ把握。（保護者が普通校にも看護師が配置されるという話を聞いたこともあり、）就学先の合意形成（普通校を希望）が3月になった。希望どおり普通校に入学させたものの、看護師の配置が間に合わず、1年間保護者の付き添いを求めることとなった。（市区町村教育委員会）
- 学校看護師がいるにも関わらず、入学後7月頃まで、医療的ケアの引き継ぎが必要として、学校への保護者の付き添いを求めている例がある。保護者は、教室内に設けられたブースに待機し、都度、保護者が必要なケアを行っている。学校での医療的ケアにおいて事故が生じた場合、校長が責任者となるため、看護師が行うことができるとされている医療的ケアの範囲を、学校が制限している例（看護師には人工呼吸器を用いたケアを行わせない）がある。（関係団体）